

公衆無線LAN整備事業

外国人観光客等受入環境整備事業

和式トイレから洋式トイレに改修する事業

キャッシュレス決済推進事業

交通系 IC カードシステム導入事業

多言語音声翻訳機器導入促進事業

趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ■ 外国人観光客等の受入環境の向上を図るため、公衆無線 LAN 整備事業、キャッシュレス決済推進事業、交通系 IC カードシステム導入事業、多言語音声翻訳機器導入促進事業、飲食店内のトイレを改修する方に対し、整備・改修に要する経費の一部を助成します。
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 別表 1 参照 ■ 令和 4 年 3 月 11 日までの工事及び設置が完了する事業
補助対象とならない工事	<p>《例》 キャッシュレス決済推進事業において</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ ICクレジットカード決済端末機のみを設置する工事(電子マネーを既設済の場合は除く) ■ 電子マネー決済端末機のみを設置する工事(ICクレジットを既設済の場合は除く) ■ 交通系電子マネーの決済できない端末を設置する工事 ■ 他の補助制度による助成を受けて実施する工事 <p>※その他洋式トイレ化事業や公衆無線 LAN、キャッシュレス決済推進事業、交通系 IC カードシステム導入事業、多言語音声翻訳機器導入促進事業について不明な点はお尋ねください。</p>
補助対象者	<p>下記のいずれかに該当する施設をもっている方、又は運営する者又は事業者。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 宿泊施設(旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の規定による許可を受けて営業を行う施設をいう。) (2) 観光施設(見学、拝観、体験等を目的とした観光客の受入れを行う施設をいう。) (3) 飲食施設(食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項の規定による許可を受けて営業を行う施設であって、同法施行令第35条第1号若しくは第2号に該当するものとする。) (4) 日帰り入浴施設(公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第1項の許可を受けて営業を行う施設のうち、公衆浴場法施行条例(昭和49年静岡県条例第45号)第2条第3号に規定するその他の公衆浴場をいう。) (5) その他商業施設(一般社団法人熱海市観光協会、伊豆湯河原温泉観光協会、伊豆山温泉観光協会、多賀観光協会若しくは網代温泉観光協会の会員又は熱海商工会議所の会員である者が経営する施設をいう。) (6) 路線バス事業者(道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。) (7) タクシー事業者(道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者をいう。) <ul style="list-style-type: none"> ■ 市県民税、固定資産税、国民健康保険税等のうち、申請日現在で納期到来分に滞納がないこと。
施工業者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 別表2(施工業者等)参照
補助金額	<ul style="list-style-type: none"> ■ 別表1(補助対象経費及び補助金額)参照

受付期間	■ 令和3年4月1日(木)から令和4年3月25日(金)まで
申し込み先	■ 熱海市観光建設部観光経済課 観光推進室 0557-86-6195

別表1(補助対象経費及び補助金額)

補助対象事業等	補助対象経費	補助金の額
無料公衆無線LAN整備事業	(1) 無料公衆無線LANルーター機器本体の購入経費(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。以下この表において同じ。)	(1) 補助対象経費の2分の1以内の額とし、50万円を限度とする。
	(2) 無料公衆無線LAN設置に係る設計及び工事に要する経費	
	(3) 既存の無料公衆無線LANの設定の変更に要する経費	(2) 補助対象経費の額とし、2万円を限度とする。
洋式トイレ化改修事業 (ただし、専ら従業員が使用することを目的とするトイレは除く。)	(1) 洋式トイレ化改修工事費 (2) 洋式トイレ化改修工事に伴うトイレ内の環境整備に要する工事費	(1) 補助対象経費の2分の1以内の額とし、25万円を限度とする。ただし、男女別のトイレをそれぞれ同時に改修する場合にあっては50万円を限度とする。
キャッシュレス決済推進事業	(1) ICカード決済端末機の購入に要する経費 (2) ICカード決済端末機の設置に係る設計に要する経費 (3) ICカード決済端末機の設置に係る工事に要する経費	(1) 補助対象経費の2分の1以内の額とし、5万円を限度とする。
ICクレジットカード(クレジットカード会社等が発行するクレジットカードでICチップが埋め込まれ、かつ、暗証番号を入力することで本人確認ができるものをいう。)及び電子マネー(非接触型のICカード技術を用いた決済手段で、カードタイプのもをいう。)による決済のために必要なICカード決済端末機を設置する事業。		
交通系ICカードシステム導入事業(路線バス事業者に限る。)	(1) 交通系ICカードの利用を可能とするシステムの導入に要する経費	(1) 補助対象経費の額とし、15万円を限度とする。

多言語音声翻訳機器導入促進事業	(1) 日本語へ音声変換する通訳機器の導入に要する経費(ケース、画面保護シールその他のアクセサリ類の購入に要する経費を除く。)	(1) 補助対象経費の2分の1以内の額とし、5万円を限度とする
-----------------	---	---------------------------------

備考:補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その額を切り捨てた額とする。

別表第2(施工業者等)

補助対象事業等	施工業者等
無料公衆無線LAN整備事業	熱海市内に本店または支店等を有する事業者または熱海市内に主たる事業所等を有する事業者で、熱海市の市民税を完納(納期到来分)している事業者。
洋式トイレ化改修事業 ただし、専ら従業員が使用することを目的とするトイレは除く。	熱海市内に本店または支店等を有する事業者または熱海市内に主たる事業所等を有する事業者で、熱海市の市民税を完納(納期到来分)している事業者。
キャッシュレス決済推進事業	熱海市内に本店または支店等を有する事業者または熱海市内に主たる事業所等を有する事業者で、熱海市の市民税を完納(納期到来分)している事業者。 但し、ICカード決済端末機等の購入に関しては、熱海市内に本店または支店等を有する事業者又は熱海市内に主たる事業所等を有する事業者でなくてもよい。
多言語音声翻訳機器導入促進事業	当該施工業者が納付義務を負う市民税等につき、完納(納期到来分)している事業者。